平成２６年（フ）第２６０号
奈良市西大寺北町２丁目１番18―411号
債務者　美川　浩一
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３１号
広島県尾道市西則末町１番18号
債務者　松田　邦彦
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第４４号
広島県三原市西野２丁目15番１号
債務者　河本　祐志
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第２１号
山口県萩市川上814番地10　市営住宅堂河内団地９号、前住所山口県萩市大字椿3225番地８
債務者　中野　雄一
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第２１４号
愛媛県松山市余戸中１丁目１番15号
債務者　石崎　徳昭
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４６号
愛媛県松山市三番町１丁目８番地８　三番町寿ビル401号
債務者　大野　弘観
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５０号
愛媛県松山市北土居４丁目25番31号　フォブール高橋103号
債務者　山﨑　貴美
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５９号
愛媛県松山市湯の山５丁目６番地９
債務者　平野　美和
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４５号
愛媛県今治市東鳥生町４丁目４番67号　今治東団地１―124号、前住所愛媛県今治市南高下町１丁目１番55号、前々住所愛媛県今治市湊町１丁目４番15号
債務者　渡邉真由美（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第５５号
福岡県宮若市龍徳1650番地
債務者　三嶋　英昭
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第５９号
福岡県宮若市金丸317番地５　金丸県営住宅43号
債務者　勝木　靖登
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第８２号
佐賀県伊万里市脇田町1520番地８
債務者　原口　五月（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１２４号
佐賀県西松浦郡有田町北ノ川内丙523番地１
債務者　岩永　絵美
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第４６０号
熊本市西区田崎３丁目８番２―501号　新八島団地
債務者　酒巻　夕子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４６８号
熊本市中央区坪井２丁目５番８号　岡崎ビル102号
債務者　佐藤　鋭一
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２４６号
宮崎県西都市大字南方2337番地１　市営たて野住宅７―302号
債務者　橋本　慶子（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２５８号
沖縄県那覇市字宇栄原907番地３　上原住宅201
債務者　小橋川民子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部